

# 補償調査委託業務にかかる指名競争入札における業者の選定方法について

平成23年3月1日  
長崎県土木部用地課

## 1. 目的

長崎県土木部及び水産部が発注する補償調査委託業務において、指名選定の透明性及び客観性並びに適正化をより推進するため、「長崎県建設コンサルタント業務の指名基準」(平成17年8月16日 長崎県告示第821号)によるもののほか、この取り扱いに基づき指名競争入札を実施する。

## 2. 対象業務

この取扱いの対象とする業務は、設計金額が100万円以上のものとする。

## 3. 入札参加資格の要件

対象業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす業者とする。

長崎県入札参加資格者名簿登録業者であること

補償コンサルタント登録業者であること

ただし、入札対象業務にかかる業種登録がない業者、及び登録が土地調査のみの業者を除く

「建設関連業務委託(補償調査業務)において業務成績60点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に規定する指名規制を受けていないこと

## 4. 指名基準

(1) 指名に際しては、次の技術審査評価基準を含め総合的に判断する。

審査項目	評価の内容
地域特性	本店が県内にあるか県外にあるかで評価する。
業務成績	選定調書作成日の前日を基準日とする前1年間の平均点で評価する。
手持ち業務の状況	選定調書作成日の前日を基準日とする1ヶ月以内の業務の受注件数と県内に常駐する補償業務管理士の実人数との関係で評価する。ただし、県内に補償業務管理士が常駐していない業者は、評価の対象としない。 評価数値 = 受注件数 ÷ 県内に常駐する補償業務管理士の実人数
業務実績	漁業補償など特殊な補償や移転困難な物件の補償で実績があるかどうかで判断する。通常の場合は、評価の対象としない。
技術者評価	県内に常駐する補償業務管理士の実人数で評価する。

入札参加回数	<p>選定調書作成日の前日を基準日とする前1年間の入札参加回数と県内に常駐する補償業務管理士の実人数との関係で評価する。ただし、県内に補償業務管理士が常駐していない業者は、評価の対象としない。</p> <p>評価数値 = 入札参加回数 ÷ 県内に常駐する補償業務管理士の実人数</p>
その他	<p>ア．管内の営業所（受任営業所、本店を含む。）に発注部門の補償業務管理士が常駐しているかどうかで評価する。</p> <p>なお、補償業務管理士が常駐している営業所には以下の物を備えなければならない。</p> <p>営業所であることを明示する看板等 机等業務実施に必要な事務用機器</p> <p>イ．事業損失の事後調査で、当該物件の事前調査を実施していたかどうかで評価する。</p> <p>ただし、必要と判断される場合のみ評価の対象とする。</p> <p>ウ．再算定業務で、元の調査を実施していたかどうかで評価する。</p> <p>ただし、必要と判断される場合のみ評価の対象とする。</p> <p>エ．当該年度の入札参加回数と県内に常駐する補償業務管理士の実人数との関係で評価する。具体的には、県内に常駐する補償業務管理士の実人数に相当する回数分、入札に参加した業者は、相当する回数に到達後の次の選定においてはその都度非選定とし、下位業者を繰り上げる。</p> <p>ただし、入札予定額250万円以下の場合は、総合順位8番目以下で、当該年度の指名回数が最も少ない業者を総合順位上位者から非選定業者の数だけ順次繰り上げる。なお、事業損失の事後調査及び再算定業務でイ及びウの措置をした業者は対象から除外することとし、次回に繰り延べる。</p>

(2) 県は、前項 アに規定する補償業務管理士の常駐状況について、実態調査を行なうことができる。

その結果、補償業務管理士が常駐していると認められなかった場合には、確認された翌月からその年度が終了するまで、当該支店等については評価対象から除外する。

## 5. 実施の時期

本取り扱いについては、平成23年4月1日以降に入札執行通知を行なう補償調査委託業務より適用する。